

退職警察官の任期付再採用制度



制度の概要

現在、滋賀県警察では、結婚・出産・育児・介護等の理由により、やむを得ず途中で退職した警察官の方を対象に任期付の再採用制度を実施しています。

この制度は、育児休業を取得する警察官の代替職員として、退職された方を対象に任期付で警察官として再就職していただき、過去の専門的な知識・経験を是非活かしていただくというものです。

なお、平成24年度は本制度を利用し、離職後20年以上経過した女性警察官3人が再採用され、平成25年度も同制度で2人が再採用されています。

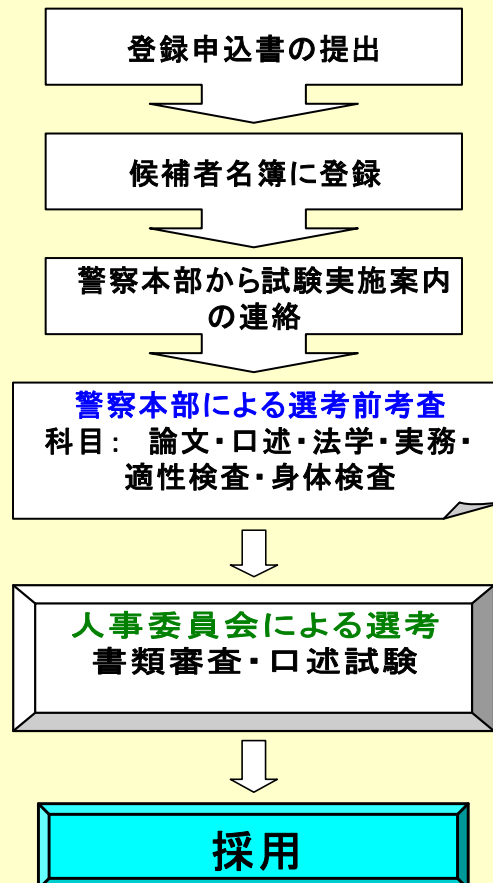
※ 任期付再採用を希望される人は、まず候補者登録が必要です。
登録は、随時受け付けます。都道府県、性別は問いません。

1 登録の資格

- 結婚・出産・育児・介護等の理由によりやむを得ず途中で退職した人
- 警察官としての在職期間が4年以上の人

2 登録の手続き

候補者登録の方法及び登録までの手続きの流れは、以下の図のとおりです。



※ 採用後、警察本部及び警察学校等における教養があります。

○ 申込方法

登録申込書に必要事項を記入し、滋賀県警察本部警務課採用係に郵送又は持参により提出してください。

※ 郵送の場合は、必ず特定記録郵便または簡易書留により送付してください。

◎ 登録された方にのみ、以後の選考前考査、選考等の詳細について、警務課採用係から連絡いたします。

◎ なお、候補者登録は、

- ・（地方公務員法における）定年の年齢に達したとき
- ・ 人事委員会の選考に合格し、警察官として採用されたとき
- ・ 採用の希望を取り下げる旨の意思表示があったとき

等に抹消されますが、選考前考査を受けられない場合は、登録は継続されます。

【問い合わせ先】

この登録手続きについてのお問い合わせは、

〒520-8501

滋賀県大津市打出浜1番10号

滋賀県警察本部警務課採用係（フリーダイヤル 0120-204-314）

までしてください。